

第2章 地震災害対策

第3編 災害応急対策
第2章 地震災害対策

第2章 地震災害対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、余震の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

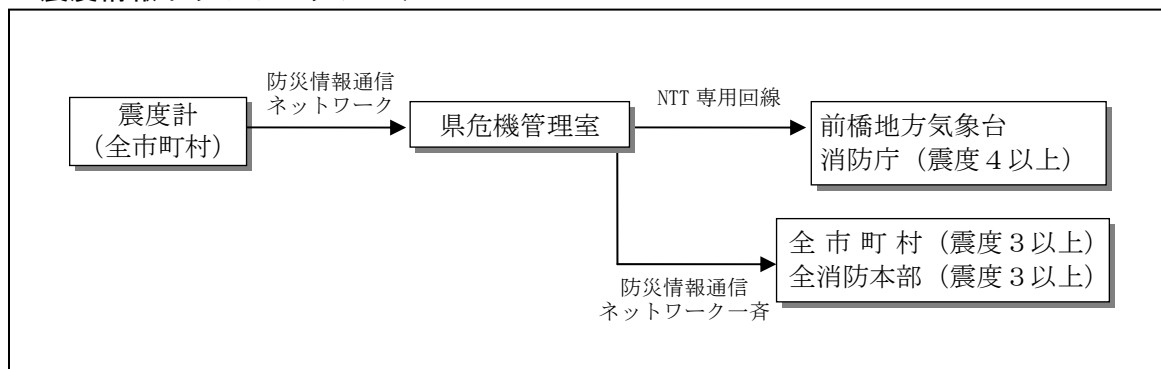
このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1 地震情報の収集・連絡

1 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県(危機管理室)は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する。

■震度情報ネットワークシステム



注) 本システムは自動送受信

2 緊急防災情報震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁の「防災情報提供システム(専用線)」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。

さらに、補助伝達手段としての「防災情報提供システム(インターネット)」により県(危機管理室)その他の機関に伝達する。

3 通常通信途絶時の代替通信手段

県は、NTT回線の途絶により長野原町に震度情報及び地震情報が伝達できない場合は、県防災行政無線で伝達する。

第3編 災害応急対策

第2章 地震災害対策

<第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保>

第2 災害情報の収集・連絡

町及びその他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、被害情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

また、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な被害情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

町は、次の方法で災害情報を収集する。

- 登庁職員による参集途上の見聞情報
- テレビ、ラジオ情報
- 職員巡回による情報
- 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等からの情報

(2) 現地災害対策本部における情報の収集

現地災害対策本部を設置した場合は、該当地区の災害状況を調査把握し、災害対策本部に伝達する。

(3) 消防機関における災害情報の収集

消防本部は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

また、人的被害については医療機関に照会して確認するものとする。

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

町は、収集した被害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政事務所を経由して県に報告する。

この際、行政事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、県に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、行政事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を町に派遣し町からの連絡に遺漏がないよう配慮する。応援の必要性については、時期を逸することなく連絡す

る。具体的な報告方法は次による。

区分	内容
災害概況即報	災害を覚知後30分以内に「災害概況即報」により報告する。
被害状況即報	「災害概況即報」の後、「被害状況即報」及び「被害状況即報続紙」により報告する。報告の頻度は次による。 ア 第1報は、被害状況を確認し次第報告 イ 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告 ウ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告
災害確定報告	応急対策を終了した後、10日以内に「災害確定報告」及び「災害確定報告続紙」により報告する。

『☞ 様式1. 1「災害概況即報」参照』

『☞ 様式1. 2「被害状況即報」参照』

『☞ 様式1. 3「被害状況即報続紙」参照』

『☞ 様式1. 4「災害確定報告」参照』

『☞ 様式1. 5「災害確定報告続紙」参照』

『☞ 資料8. 3「被害報告判定基準」参照』

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

3 被害情報の整理

(1) 被害情報の記録

町は、被害情報を災害対策本部に集約し記録を整理する。また、地理情報システムを活用して災害・被害情報のデータベース化に努める。

(2) 災害関連業務を支援するシステムの活用

町は、被災状況の管理や罹災証明書の発行、各種義援金の交付処理等を総合的に管理するため、災害関連業務を支援するシステムを活用することにより業務の円滑化を図る。

(3) 被災者台帳の作成

災害発生時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、町は、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。

なお、改正災対法により、当該台帳の作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報の活用は可能と位置づけられた（災害対策基本法第90条の3及び第90条の4）。

第3編 災害応急対策

第2章 地震災害対策

<第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保>

4 消防における災害情報の連絡

消防は、把握した災害情報を災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したとき又は管内で震度5強以上の地震が発生したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。

■消防庁への連絡先

時間帯	連絡先
平日(9:30~18:30) 応急対策室	NTT回線 : 電話03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線 : 電話7527 FAX7537 地域衛星通信ネットワーク : 電話 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033
休日・夜間(上記以外) 宿直室	NTT回線 : 電話03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線 : 電話7782 FAX7789 地域衛星通信ネットワーク : 電話 048-500-90-49101~49102 FAX 048-500-90-49036

第3 通信手段の確保

1 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

町は、災害発生後、災害対策本部室に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線機の貸し出し等の管理を行うとともに、停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■関係機関等への連絡方法

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部 ~ 町各防災拠点、防災関係機関
災害時優先電話	
県防災行政無線 行政無線ネットワークシステム	災害対策本部 ~ 県・県内市町村、防災関係機関
地域衛星通信ネットワークシステム (一財)自治体衛星通信機構	災害対策本部 ~ 全国自治体、防災関係機関等
町防災行政無線(固定系)	災害対策本部 ~ 地域住民等
町防災行政無線(移動系)	災害対策本部 ~ 現場
消防無線	災害対策本部 ~ 消防署 災害対策本部 ~ 消防団 消防署 ~ 消防団
衛星携帯電話	災害対策本部 ~ 町各防災拠点
電子メール、町ホームページ	災害対策本部 ~ 住民、職員

『資料5. 1「防災行政無線施設一覧」参照』

2 一般加入電話の優先利用

災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、災害時優先電話により市外局番なしの「102」をダイヤルし、オペレーターに申し込む。

■緊急扱い通話（一般通話より優先される）

通話内容	通話機関等
火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常通話を取り扱う機関相互間 (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	「電気通信設備の優先利用が可能な新聞社等の適用基準」に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関相互間

■非常扱い通話（緊急扱い通話より優先される）

通話内容	通話機関等
気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する緊急を要する事項	気象機関相互間
洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	(1) 水防機関相互間 (2) 消防機関相互間 (3) 水防機関と消防機関相互間
災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	(1) 消防機関相互間 (2) 災害救助機関相互間 (3) 消防機関と災害救助機関相互間
鉄道その他の交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
秩序の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 防衛機関相互間 (3) 警察機関と防衛機関相互間
災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、前各欄に掲げる機関との間

第3編 災害応急対策

第2章 地震災害対策

<第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保>

3 他機関が保有する通信施設の利用

(1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条又は79条の規定に基づき他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

町及び近隣地域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

警察無線……………長野原警察署
消防無線……………西部消防署長野原分署
NTT無線……………株式会社NTT東日本-関信越長野原事業所
鉄道無線……………長野原草津口駅、川原湯温泉線駅、群馬大津駅、羽根尾駅

(2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき無線局が発受する

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

(4) 非常用衛星通信電話の利用

東日本電信電話(株)の非常用衛星通信電話を使用し、「102」でオペレーターを呼び出し、前記「2 一般加入電話回線の優先利用」と同じ要領で回線の接続を依頼する。

『☞ 資料5.3「非常用衛星通信電話設置場所一覧」参照』

(5) 衛星携帯電話の利用

東日本電信電話(株)等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出しを依頼する。

第2節 応急活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、町は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1 災害対策本部の設置

1 長野原町災害対策本部

(1) 設置基準

町長は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- 震度にかかわらず、町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。
- その他町長が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

「本編 第1章 第3節 第1の1 (2) 設置場所」を準用する。

(3) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、先着上級幹部又は総務課長）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行う。

■災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

- ① 登庁職員の把握と任務付与
- ② 通信、報告、連絡手段の確保及び連絡（伝令）員の指名
- ③ 被害実態の把握（情報収集）
 - ・警察署からの収集
 - ・消防署からの収集
 - ・報道関係機関からの収集
 - ・県からの収集
 - ・防災関係機関からの収集
 - ・職員の実査による収集
- ④ 被害状況等の報告、連絡、応援要請
 - ・県及び防災関係機関等への報告、連絡
 - ・県、自衛隊、相互応援協定締結市町村等に対する応援要請

第3編 災害応急対策
第2章 地震災害対策
＜第2節 応急活動体制の確立＞

(4) 廃止基準

「本編 第1章 第3節 第1の1 (3) 廃止基準」を準用する。

(5) 設置・廃止の通知

「本編 第1章 第3節 第1の1 (4) 設置・廃止の通知」を準用する。

2 災害対策本部の活動の優先順位

「本編 第1章 第3節 第1 2 災害対策本部の活動の優先順位」を準用する。

第2 災害対策本部の組織

「本編 第1章 第3節 第2 災害対策本部の組織」を準用する。

第3 災害警戒本部

1 災害警戒本部の設置

町は、次に示す基準に従い災害警戒本部を設置する。

■災害警戒本部の設置基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 町内に震度4の地震が発生したとき。▶ 東海地震に関して東海地震注意情報又は警戒宣言（予知情報）が発表されたとき。▶ 震度にかかわらず県内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務課長と関係課長が協議の上必要と認めたとき。 |
|--|

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は総務課長とし、災害警戒本部の組織、編成は、災害対策本部に準じて関係課長と協議の上決定する。

なお、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとし、災害警戒本部の設置場所は、災害対策本部に準じて設置するものとする。

第4 職員の非常参集

1 動員の決定

町長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

総務課長は、災害警戒本部を設置したときは、関係課長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「初期動員」とする。

■職員の参集・配備基準

配備区分	状況	配備体制	配備要員
初期動員	町内に震度4の地震が発生したとき。	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。	全職員の10%程度
1号動員	町内に震度5弱の地震が発生したとき。	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。	全職員の25%程度
2号動員	町内に震度5強の地震が発生したとき。	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。	全職員の50%程度
3号動員	町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて県の総力を挙げて対応する必要があるとき。	全職員

2 動員指示の伝達系統

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。

なお、配備区分別の動員は、「本編 第1章 第3節 第4 2の(3) 配備区分別の動員」を参照のこと。

(1) 勤務時間中における動員

配備要員への動員の伝達は、庁内放送、庁内電話等で伝達する。

また、総務課長は、消防団長に伝達する。

(2) 勤務時間外における動員

地震の場合は、動員命令によらず自主参集とする。

自主参集の判断基準となる震度は、テレビ、ラジオ等により把握する。

また、必要に応じ、長野原町メール配信システムによるメール配信、電話、防災行政無線（固定系）等による呼びかけを行う。

第3編 災害応急対策
 第2章 地震災害対策
 <第2節 応急活動体制の確立>

■自主登庁該当者

震度	配備区分	自主登庁する該当者
震度4	初期動員	総務課（係長以上の職員） 建設課（係長以上の職員） 産業課（係長以上の職員）
震度5弱	1号動員	町長、副町長、ダム担当副町長、教育長 各課課長 総務課（全職員） 建設課（全職員） 産業課（全職員） 町民生活課（係長以上の職員）
震度5強	2号動員	町長、副町長、ダム担当副町長、教育長 総務課（全職員） 建設課（全職員） 産業課（全職員） その他の部署（係長以上の職員）
震度6弱以上	3号動員	町長、副町長、ダム担当副町長、教育長 全職員

3 動員配備場所

(1) 登庁場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。道路被害等により登庁ができない場合は、最寄りの区事務所又は避難所等に指定されている公共施設に参集し、当該施設長の指揮を受けるとともに、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第登庁する。

(2) 災害時登庁職員

災害時登庁職員に指定された職員は、町役場に登庁し、災害対策本部（本部が設置されていない場合は、総務課）に集合し、所属する部署に関係なく情報の収集などの初動活動を行う。

(3) 避難所担当職員

避難所担当職員に指定された職員は、あらかじめ定められた避難所に集合し、施設管理者と協力して施設の安全確認及び避難所の開設準備を行う。

(4) 登庁時の留意事項

登庁にあたっては事故防止に十分に注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに所属長に報告する。

所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の参集状況を取りまとめ、総務課に報告する。

(5) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

- ア 災害により、本人又は家族が怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受ける。
- イ 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも参集することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事する。

第5 広域応援の要請

「本編 第1章 第3節 第5 広域応援の要請」を準用する。

第6 自衛隊への災害派遣要請

「本編 第1章 第3節 第6 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第3節 救急・救助、医療及び消火活動

第1 救急・救助活動

「本編 第1章 第5節 第1 救急・救助活動」を準用する。

第2 医療活動

「本編 第1章 第5節 第2 医療活動」を準用する。

第3 消火活動

大規模地震には、家屋の倒壊等に伴い二次的に発生する火災が延焼拡大し、大火災となつて多くの物的、人的被害をもたらすおそれがあるため、消防機関との連携や地域住民の協力により消防活動の効率的運用を図る。

1 地震災害への対処

(1) 地震火災の特徴

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

■地震火災の特徴

- ▶ 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- ▶ 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- ▶ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。
- ▶ 被災建物等による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消火活動を阻害すること。

(2) 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は地域住民や区会等によって行われるものであるが、町は地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民に対し出火防止、初期消火を呼びかけるものとする。この場合は、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、電気器具はコンセントから抜き、プロパンガスはボンベのバルブを閉止する。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、消火器、くみおき水などで消火活動を実施する。

2 危険区域等の事前調査及び周知徹底

町は、地震災害に伴う危険区域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、地震発生後は直ちに警戒、巡視等を行う。

- ▶ 住宅密集地等の危険区域
- ▶ がけ崩れ等の危険区域
- ▶ 浸水危険区域

3 消防活動体制

(1) 西部消防署長野原分署の活動計画

西部消防署長野原分署の活動計画は、吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団の活動計画

地震発生時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

■消防団の活動計画

項目	内容
情報収集活動	直ちに火の見などを利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、消防車両、車載の防災無線、携帯電話等を利用して、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、災害対策本部、西部消防署長野原分署、長野原警察署等に正確に伝達する。
出火防止措置	地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し出火防止措置（火気の防止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に努める。
消火活動	分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を西部消防署長野原分署に協力してもらう。
救急救助	要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。
避難誘導	避難準備情報、避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、災害対策本部と連絡を取りながら避難所まで安全に住民を避難誘導する。特に、避難行動要支援者に対しては、名簿情報を共有して避難支援を実施する。

4 住民の活動

地震の発生に際しては、まずは身の安全を確保し、次に示す出火の防止・拡大阻止に努める。

第3編 災害応急対策

第2章 地震災害対策

<第3節 救急・救助、医療及び消火活動>

- ▶ 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を遮断する。
- ▶ プロパンガスは、ガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ▶ 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- ▶ 火災が発生した場合は、消火器で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- ▶ 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- ▶ 地震発生直後は、西部消防署長野原分署に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生、救急、救助要請等必要な情報のみ通報する。

5 応援要請

(1) 応援協定の活用

震災時には、本町の消防機関のみでは対応できないことが予想されるので、広域的な市町村間の消防相互応援協定を活用する。

また、本町が締結している消防相互応援協定は、資料編に掲げるとおりである。

なお、吾妻郡各町村と吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部は、「吾妻生コンクリート事業協同組合」及び「群馬県建設業組合吾妻支部」と資料編に掲げるとおり、協定を締結している。「吾妻生コンクリート事業協同組合」との協定では、災害時の消火活動に必要な水の供給を、「群馬県建設業組合吾妻支部」との協定では、災害時の消火活動に必要な重機等の機材及び人員の応援を定めたものである。したがって、必要に応じてこれら協定に基づき、迅速、適切に応援を要請し、消火活動の万全を期するものとする。

『☞ 資料集「3 各種協定等」参照』

(2) 県防災ヘリコプター等の出動要請

火災の様相によりヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の出動要請、自衛隊の派遣を要請する。

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 広報活動

広報活動は、「本編 第1章 第11節 第1 広報活動」に定めるところによるが、大規模な災害になるほど住民への情報提供が困難になるので、町は、使用し得るあらゆる手段を用いて広報を行うものとする。

1 町民等への広報

町は、次の方法により町民等に災害広報を行う。

(1) 広報内容

広報内容は、おおむね次のとおりである。

■広報内容（災害発生直後（地震発生時から3日目まで））

- 避難の勧告又は指示
- 災害の発生状況
- 余震、崖崩れ等に関する情報
- 災害対策本部の設置
- 安否情報
- 被害状況の概要
- 避難所等の情報
- 救援活動の状況
- 二次災害防止に関する情報
- 災害応急対策の実施状況
- 医療機関の活動状況
- 水・食料等の物資供給状況
- ボランティア受け入れ情報
- 「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話・PHSによる「災害用伝言板」、「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」の利用について周知

■広報内容（生活再開時（地震発生4日目から10日目まで））

- ライフラインの被害状況と復旧見込
- 仮設住宅の設置、入居の情報
- 生活必需品の供給状況
- 道路・交通情報
- 医療情報
- 教育関連情報
- 災害ごみの処理方法
- 相談窓口の開設状況
- 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（災害規模、被害総額等）

第3編 災害応急対策

第2章 地震災害対策

<第4節 被災者等への的確な情報伝達活動>

■広報内容（復興期（地震発生10日目以降））

- 罹災証明・義援金の受付手続き情報
- 各種減免措置等の状況
- 各種貸付・融資制度情報
- 復興関連情報
- 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（復興状況等）

（2）広報媒体

広報媒体は、おおむね次のとおりである。

特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努める。

■広報媒体

- 広報車による巡回放送
- 長野原町メール配信システムによる配信
- ホームページへの掲示
- 災害広報紙の発行
- 避難所、公共施設等の掲示板
- 防災行政無線（固定系）による放送
- 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール

2 避難所での広報活動

町は、避難所担当と連携して広報を行う。広報にあたっては、避難所自治組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

■避難所での広報

- 災害広報紙の配布
- 避難所広報板の設置
- 避難所運営組織による口頭伝達

3 災害時における要配慮者への広報

町は、災害時における障害者、高齢者、外国人等の情報の入手が困難な要配慮者への広報に際しては十分配慮する。

そのため、要配慮者に対し、広報内容を理解できるよう住民組織による伝達などを要請する。

4 情報の入手が困難な者への配慮

町は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、情報伝達できるよう配慮する。

5 報道機関への発表

（1）記者発表

町は、町役場に報道センターを設置し、掲示板への情報の掲示や定期的な記者発表を

行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

町は、取材殺到により町の災害対策活動に支障が生じる場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。

また、避難者への取材は、個人情報等の配慮をするように要請する。

第2 広聴活動

広聴活動は、「本編 第1章 第11節 第2 広聴活動」に定めるところによるが、以下の事項についても留意する。

1 住民相談

町は、住民等からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、町役場等に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■相談窓口の内容

- 罹災証明（被災家屋調査等）
- 仮設住宅等
- ペット関係（ペット、死亡獣畜、放浪動物）
- 仮設トイレ
- 義援金（義援金受入）
- 学校関係
- 公共交通機関情報（バス輸送等）
- 生活資金等
- 苦情受付
- その他相談

2 広聴活動

町は、高齢者等の町民等が覚えやすい電話番号を確保し、町民等からの様々な問合せを一括して対応する24時間対応の災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各課に伝達する。

第5節 二次災害の防止活動

町は、余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる。

第1 水害・土砂災害対策

1 緊急点検

町は、専門技術者等を活用して余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等のおそれのある危険箇所の点検を行う。

2 警戒避難等

上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事などの応急対策を行うとともに、必要に応じて避難対策を行う。

第2 建物・宅地対策

1 被災建築物の応急危険度判定

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

町は、災害対策本部に応急危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

(2) 応急危険度判定の実施

判定は、被災状況を調査の上、判定を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき目視点検により行い、判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入口等分かりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。

2 被災宅地の危険度判定

(1) 危険度判定実施本部の設置

町は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

(2) 危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために斜面造成宅地の危険度判

定を行う。「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」による判定、「擁壁・のり面等被害状況調査／危険度判定票作成の手引き」による調査表の作成を行う。判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第3 危険物、有害物質等対策

1 緊急点検

危険物を製造、貯蔵、又は取扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。

また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察署等に連絡する。

2 二次災害の防止

県、消防機関、警察署及び町は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造、貯蔵、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保することが重要であり、そのため、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び県警察に連絡する。

2 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び町と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施する。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県、町その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

(2) 町の交通規制

町は、管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止、又は制限することができる。その場合は、警察にその旨を連絡する。

3 道路啓開等

道路管理者（高崎河川国道事務所、中之条土木事務所、町）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 道路の応急復旧

道路管理者（高崎河川国道事務所、中之条土木事務所、町）は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

町は、管理道路について、警察署と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

地震が発生したときは、道路パトロール区分図に基づき所管内の道路パトロールを行い、道路・橋梁及び占用物件の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、建設業者等に出動を依頼して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占有者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

5 ヘリポートの確保

町は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定箇所の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

6 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道(株)は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県(危機管理室(災害対策本部が設置された場合は交通政策課))に連絡するとともに応急復旧を行う。

7 バス交通の確保

町は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

8 輸送拠点の確保

町は、緊急輸送道路ネットワーク、被害状況等の状況を考慮して、最も適切な場所に輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

第2 緊急輸送

「本編 第1章 第6節 第2 緊急輸送計画」を準用する。

第7節 避難収容活動

避難収容活動については、「本編 第1章 第1節 第2 避難誘導」、「本編 第1章 第5節 第1 救急・救助活動」及び「本編 第1章 第7節 避難収容活動」で定めるところによるものとするが、特に、地震災害から住民の安全を確保するために、以下の事項について定める。

第1 避難・救助活動

1 避難誘導

住民の避難誘導は、町職員、消防団員、警察官、消防署員等が実施するが、誘導にあたっては、できるだけ区会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

(1) 避難の方法

地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、地域ごとに災害緊急連絡網を定めるなど、自主防災組織、区会等が災害の規模、状況に応じて、避難誘導體制の確立に努め、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで避難誘導を行う。

また、避難は原則として徒歩とする。

なお、避難行動要支援者の避難誘導については、「本編 第1章 第1節 第2 4 避難行動要支援者への配慮」を参照のこと。

ア 自主防災組織及び事業所等の防災組織は、町から避難勧告又は指示が発令された場合、可能な限り集団避難方式により段階的に避難場所へ避難する。

イ 避難行動要支援者は、町から避難準備情報が発令された段階で避難支援等関係者の支援を受けて避難する。

ウ 要配慮者関連施設管理者は、地域住民の協力を得て入（通）所者を、あらかじめ定めた避難所へ避難誘導する。

エ 町から避難準備情報、避難勧告及び指示がなかった場合においても、住民はテレビ、ラジオ等の災害報道又は周囲の被害状況に応じて、自主的に避難場所に避難する。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	区会・自主防災組織等、消防団
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難路の確保

町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、区会等の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

(3) 携行品の制限

避難に際しての携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

2 避難所の開設

大規模な地震が発生した場合、町は速やかに職員を派遣し、避難所を開設する。開設する際には、直ちに次の処置を行い、避難者の保護にあたる。

(1) 避難者の保護

- ▶ 救護所の設置を行う。
- ▶ 避難所が学校である場合は、立ち入り禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童・生徒との住み分けを図る。
- ▶ 水道の損壊により断水となった場合は、仮設トイレの設置を行う。
- ▶ 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- ▶ 避難所の運営に際しては、自主防災組織や避難者等による自主的な運営体制を構築する。

(2) 福祉避難所の指定

地震災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な要配慮者に対しては、避難所の一面に専用のコーナーを設けるか、資料編に掲げる老人福祉施設等に入所させるものとする。

『 資料 1. 3 「要配慮者関連施設一覧」 参照 』

(3) 在宅被災者への配慮

ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、飲料水・食料等の救援物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

3 住民による確認事項

地震等による災害の様態は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- ▶ 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- ▶ 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認しておく。
- ▶ 避難の際は、近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- ▶ 避難行動要支援者に対しては、日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難支援することができるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

『☞ 資料4. 2「避難場所一覧」参照』

4 住民、区会等の救助活動

災害発生時は、交通路の遮断や同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れが予想されるため、住民、区会等は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、住民、区会等は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力して救助し、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

5 町、消防機関の救助活動

町、西部消防署長野原分署は、長野原警察署等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

ア 災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民等の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

イ 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、消防相互応援協定に基づき隣接市町村等に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

第2 応急仮設住宅等の提供

応急仮設住宅等の提供は、「本編 第1章 第7節 第2 応急仮設住宅等の提供」に定めるところによるが、大規模地震発生後の余震等に伴う倒壊等の二次災害を防止するため、被災建築物の危険度判定等について定めるものとする。

1 被災建築物の危険度判定

被災建築物の応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

■被災度区分判定調査

- ▶ 地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。
- ▶ 判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

(1) 防災活動拠点への措置

町は、災害対策本部や指定避難所等の防災活動拠点となる施設について、必要により速やかに応急危険度判定を実施する。

(2) 住民への広報活動等

町は、住民に対して防災行政無線や広報車の巡回等により、二次災害である被災建築物の倒壊の危険性及び事故防止等に関する広報を実施する。

(3) 応急危険度判定士の確保

応急危険度判定資格者により判定を行うものとするが、応急危険度判定士が不足する場合には、隣接市町村及び県へ要請し、応急危険度判定士の確保に努める。

(4) 応急措置

応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

2 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

(2) 被災度区分判定調査

調査・判定は、群馬県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、擁壁、地盤、のり面、

第3編 災害応急対策
第2章 地震災害対策
＜第7節 避難収容活動＞

排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。

判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」、「要注意宅地：黄」、「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

第3 広域的避難収容

「本編 第1章 第7節 第3 広域的避難収容」を準用する。

第4 町外からの広域避難者の受入れ

「本編 第1章 第7節 第4 町外からの広域避難者の受入れ」を準用する。

第8節 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動

第1 飲料水の供給

「本編 第1章 第8節 第1 飲料水の供給」を準用する。

第2 食料の供給

「本編 第1章 第8節 第2 食料の供給」を準用する。

第3 燃料の調達

1 需要の把握

町は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量を把握する。

2 燃料の調達

町は、燃料の供給が不足した場合、住民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について優先的に燃料の供給を行うよう県へ要請する。

第4 生活必需品等の供給

「本編 第1章 第8節 第3 生活必需品等の供給」を準用する。

第3編 災害応急対策

第2章 地震災害対策

<第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動>

第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

第1 保健衛生活動

「本編 第1章 第9節 第1 保健衛生活動」を準用する。

第2 防疫活動

「本編 第1章 第9節 第2 防疫活動」を準用する。

第3 行方不明者の搜索及び遺体の処置

「本編 第1章 第9節 第3 行方不明者の搜索及び遺体の処置」を準用する。

第10節 被災家屋等に関する活動

第1 家屋の解体・廃棄物の処理

1 家屋の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行うものとする。町は、受付窓口を設置して、処理の申込み受け付け、解体施工業者の紹介等の支援を行う。

2 震災廃棄物の処理

(1) 震災廃棄物の収集・処理計画の作成

町は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

(2) 震災廃棄物の処理

町は、県と連携して公共用未利用地に仮置き場を設置し、廃棄物の処理を行う。廃棄物は、分別等を行い適正に処理を行う。

第2 被災住宅の応急修理等

1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(1) 需要の把握

町は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受付ける。

住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者▶ 自らの資力では応急修理ができない者 |
|--|

(2) 応急修理の実施

応急修理の対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

町は、工事登録業者に委託して応急修理を行う。

2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、災害より日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊

第3編 災害応急対策

第2章 地震災害対策

<第10節 被災家屋等に関する活動>

事場、便所等)に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。なお、道路、河川等の障害物の除去は、各管理者が行う。

(1) 需要の把握

町は、相談窓口にて障害物除去の申し込みを受付ける。障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

- 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
- 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者
- 住家が半壊又は床上浸水した場合
- 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 障害物除去の実施

町は、町所有の資機材を使用、又は高崎土木建築業協同組合等に応援を要請して障害物を除去する。

第3 環境保全

1 不法投棄の監視

町は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

2 環境汚染の防止

町は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要な広報活動や環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

第11節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 社会秩序の維持

1 パトロール等の実施

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、県警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

町は、県警察と連携して避難所、被災地等のパトロール等を実施する。

2 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する情報交換等

県警察及び町は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努める。

第2 物価の安定及び消費者の保護

1 需給状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、町はこれに協力する。

2 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。

町は、県に協力して商工会議所等に要請を行う。

3 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。

また、町は県に協力して広報活動等を行う。

第12節 施設、設備の応急復旧活動

第1 公共施設の応急復旧

「本編 第1章 第12節 第1 公共土木施設の応急復旧」を準用する。

第2 ライフライン施設の応急復旧

「本編 第1章 第12節 第2 ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

第13節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

「本編 第1章 第13節 第1 ボランティアの受入れ」を準用する。

第2 義援物資・義援金の受入れ

「本編 第1章 第13節 第2 義援物資・義援金の受入れ」を準用する。

第14節 要配慮者への支援活動

地震災害時においては、要配慮者及び避難行動要支援者は、地震災害の認識や地震災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあり、被害を受けやすい現状にある。

このため、町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て、迅速かつ適切に避難行動要支援者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

特に、要配慮者利用施設の管理者は、入（通）所者の安全等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずる必要があり、次の措置を講ずる。

また、その他の具体的な対策については、「本編 第1章 第14節 要配慮者への支援活動」に準ずる。

1 要配慮者利用施設等における地震災害時の措置

要配慮者利用施設の管理者は、入（通）所者の安全確保を最優先として次の措置を行う。

（1）出火防止、初期消火

防火担当者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

また、火災が発生した場合は、初期消火に努める。

（2）情報収集活動

要配慮者利用施設の管理者は、関係機関から地震情報を収集し職員に周知するとともに、その後に発表される地震情報にも十分注意を払う。

（3）避難誘導

ア 要配慮者利用施設の管理者は、必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。

イ 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

エ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

（4）施設防災ボランティアへの協力依頼

要配慮者利用施設の管理者は、職員のみでは応急活動等を実施することが困難と判断した場合は、ボランティアを募集し協力活動を得る。

第15節 その他の災害応急対策

第1 孤立化集落対策

「本編 第1章 第15節 第1 孤立化集落対策」を準用する。

第2 農林業の応急対策

「本編 第1章 第15節 第2 農林業の災害応急対策」を準用する。

第3 学校等の防災対策

学校の応急対策については、「本編 第1章 第15節 第3 学校の災害応急対策」に定めるところによるが、地震災害時の応急措置について次のとおり定める。

1 教育委員会の措置

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害状況の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに普及計画を策定するものとする。

2 学校の措置

学校は、各学校の防災計画に基づき活動するものとするが、特に以下の事項につき注意を払うものとする。

(1) 地震発生後の措置

地震発生後の児童・生徒に対する措置内容は、次のとおりである。

■児童・生徒在校中

項目	内容
避難	地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持ち出しを行うものとする。

第3編 災害応急対策

第2章 地震災害対策

<第15節 その他の災害応急対策>

項目	内容
防災措置	火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯沸かし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。
人員確認と 応急手当	災害発生に伴う避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行う。
避難と引き渡し	災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また、速やかに保護者への引き渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。
被災報告	被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特に、プールの貯水状況、給食室の被災状況については必ず報告する。

■児童・生徒不在中

項目	内容
防災業務の分担	被害の状況に応じ各学校の防災計画に基づく事務の分担等により防災に努めるものとする。
報告	被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。
情報収集	児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

(2) その他事前計画が必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

➤ 避難所の運営における教職員の役割及び町災害対策本部との連携
➤ 児童・生徒の安否確認の方法
➤ 学校機能を早急に回復するため、学校内において避難者と児童・生徒とで共有する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
➤ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

(3) 状況別対応行動

地震発生時の状況に応じて児童生徒がとるべき基本的な行動を次に例示した。

教職員は、児童生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

■児童生徒の行動【登下校時】

➤ 登下校時の児童・生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。
➤ 交通機関利用生徒等は、駅員等の指示に従う。
➤ 在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童生徒は、直ちに避難所へ避難する。

【地震発生時の注意点】

- ・できるだけ安全な空間を確保する。
- ・カバン、コート等を頭に乗せ、落下物から身を守る。

【避難時の注意点】

- ・古い建物、建設中の建物、保安全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。
- ・崖下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。
- ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。
- ・火災現場から遠ざかる。
- ・狭い道路はできるだけ避けて通る。
- ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。

■児童生徒の行動【在校時】

留守家庭の児童及び交通機関利用生徒等は、学校に留まる。

＜教室＞

- ・教職員の指示を良く聞き、勝手な行動をとらない。
- ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外に飛び出さない。
- ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。

＜廊下・階段＞

- ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。

＜グラウンド＞

- ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。
- ・教室・校舎には戻らない。

【注意点】

- ・教職員の指示どおりに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。

■児童生徒の行動【校外活動時】

基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。

＜所属校から離れている場合＞

- ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難所へ避難する。
- ・避難については地元市町村の指示に従う。
- ・山崩れ、崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。

＜所属校に近い場合＞

- ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて、学校に戻る。

【注意点】

- ・教職員の指示どおりに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。
- ・自分勝手な言動を絶対にとらない（勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげるなど）。
- ・デマ等に惑わされない。
- ・避難時には、まとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。

■児童生徒の行動【部活動時】

＜校内の場合＞

- ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。
- ・1人で勝手に行動しない。
- ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。
- ・帰宅できない児童・生徒は顧問の指示に従う。

＜校外の場合＞

- ・校舎や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難所へ集団で避難する。
- ・合宿地等が山崩れ、崖崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所に避難する。

3 社会教育施設の措置

(1) 安全避難

開館時に地震が発生した場合は、まず火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第4 文化財施設の災害応急対策

「本編 第1章 第15節 第4 文化財施設の災害応急対策」を準用する。

第5 動物愛護

「本編 第1章 第15節 第5 動物愛護」を準用する。

第6 災害救助法の適用

「本編 第1章 第15節 第6 災害救助法の適用」を準用する。